

議案第 7 9 号

大口町印鑑条例の一部改正について

大口町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、電気通信事業法の改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町印鑑条例の一部を改正する条例

大口町印鑑条例（昭和51年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項第2号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

大口町印鑑条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(多機能端末機による印鑑登録証明書交付の申請) 第 1 0 条の 2 略 (1) 略 (2) 公的個人認証法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備 (電気通信事業法 (昭和 5 9 年法律第 8 6 号) <u>第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロ</u> に規定する移動端末設備をいう。) 2 略	(多機能端末機による印鑑登録証明書交付の申請) 第 1 0 条の 2 略 (1) 略 (2) 公的個人認証法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備 (電気通信事業法 (昭和 5 9 年法律第 8 6 号) <u>第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロ</u> に規定する移動端末設備をいう。) 2 略